

営業許認可等を必要とする業種

（平成 26 年 12 月現在）

番号	業 種	許 可 等	関 係 法 令	有 効 期 限	許 認 可 権 者
1	食 料 品 製 造 業	許可	食品衛生法（52条）	5年を下らない期間	県知事又は市長（保健所長）
2	食 料 品 販 売 業				
3	飲 食 店 ・ 喫 茶 店				
4	建 設 業※1]	許可	建設業法（3条）	5年	国土交通大臣又は県知事
5	一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（4条）	—	国土交通大臣（運輸局長）
6	特定旅客自動車運送事業	許可	〃（43条）	—	〃
7	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（3条）	—	〃
8	特定貨物自動車運送事業	許可	〃（35条）	—	〃
9	旅 館 業	許可	旅館業法（3条）	—	県知事又は市長（保健所長）
10	古 物 営 業	許可	古物営業法（3条）	—	県 公 安 委 員 会
11	薬 局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（4条）	6年	県知事又は市長（保健所長）
12	医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	〃（12条）	5年又は6年	厚生労働大臣又は県知事
13	医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造業	許可	〃（13条）	5年又は6年	厚生労働大臣又は県知事
14	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	〃（23条の2）	5年	厚生労働大臣又は県知事
15	医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	〃（23条の2の3）	5年	厚 生 労 働 大 臣
16	再生医療等製品製造販売業	許可	〃（23条の20）	5年	厚生労働大臣又は県知事
17	再生医療等製品製造業	許可	〃（23条の22）	5年	厚 生 労 働 大 臣
18	再生医療等製品販売業	許可	〃（40条の5）	6年	県 知 事
19	医 薬 品 販 売 業	許可	〃（24条）	6年	県知事又は市長（保健所長）
20	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業・賃貸業	許可	〃（39条）	6年	県 知 事
21	医 療 機 器 修 理 業	許可	〃（40条の2）	5年	厚生労働大臣又は県知事
22	一 般 廃 棄 物 処 理 業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（7条）	2年	市 町 村 長
23	産 業 廃 棄 物 処 理 業	許可	〃（14条）	5年又は7年	県 知 事 又 は 市 長
24	特別管理産業廃棄物処理業	許可	〃（14条の4）	5年又は7年	県 知 事 又 は 市 長
25	有 料 職 業 紹 介 事 業	許可	職業安定法（30条）	3年 （更新時5年）	厚 生 労 働 大 臣
26	病院・診療所・助産所	許可	医療法（7条）	—	県知事又は市長（保健所長）
27	宅 地 建 物 取 引 業	免許	宅建物取引業法（3条）	5年	国土交通大臣又は県知事
28	酒 類 製 造 業	免許	酒税法（7条）	—	税 務 署 長

29	酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（8条）	—	税務署長
30	酒類販売業	免許	〃（9条）	—	税務署長
31	第一種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法（5条）	—	県知事
32	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（3条）	—	経済産業大臣（経済産業局長） 又は県知事
33	一般労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（5条）	3年 （更新時5年）	厚生労働大臣
34	家畜商	免許	家畜商法（3条）	—	県知事
35	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法（35条）	期限を付す ことができる	市町村長
36	興行場（映画館・劇場）	許可	興行場法（2条）	—	県知事又は市長（保健所長）
37	浴場業	許可	公衆浴場法（2条）	—	県知事又は市長（保健所長）
38	測量業	登録	測量法（55条）	5年	国土交通大臣
39	砂利採取業	登録	砂利採取法（3条）	—	県知事
40	採石業	登録	採石法（32条）	—	県知事
41	建築士事務所	登録	建築士法（23条）	5年	県知事
42	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（3条）	5年	経済産業大臣（経済産業局長） 又は県知事
43	自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法（78条）	—	運輸局長
44	揮発油販売業・揮発油特定加工業・軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（3条、12条）	—	経済産業大臣（経済産業局長）

[※1] … 以下の①～③のいずれかに該当する場合は許可は不要

- ① 建築一式工事で、工事一件の請負代金が1,500万円未満の工事を行う場合
- ② 建築一式工事で、延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事を行う場合
- ③ 建築一式工事以外の工事で、工事一件の請負代金が500万円未満の工事を行う場合